必要な期間、 死亡保障が確保できる 定期保険





東京海上日動あんしん生命の

定期保険[無配当]



考えとうございます。外要な保険の期間も、人生設計にあわせて、

あんしんセエメエの詳しくは

- 小さな負担で、 大きな保障が確保できます。
 - 一定期間の保障を確保できる、かけ捨ての死亡保険です。
- ライフプランにあわせた 保険期間をお選びいただけます。

保険期間を、1年・1歳きざみでお選びいただけますので、お客様のライフプランに あわせた保険設計が可能です。

※保険期間は、当社所定の範囲内でのお取り扱いとなります。

ご契約を更新することができます。

保険期間が満了したときに、どのような健康状態であっても、所定の条件を満たせば 自動的にご契約が更新されます。

- ※更新後のご契約の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算しますので、 更新前の保険料と異なります。
- ※その他自動更新の詳細については、パンフレット裏面、「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。
- 変換制度がご利用いただけます。(告知・診査不要)

所定の条件を満たした継続中の保険契約につきましては、どのような健康状態で あっても、終身保険や定期保険等への変換が可能です。

- ※変換後の保険金額は、変換日における被変換契約の保険金額から変換日における被変換契約の 解約返戻金額を差し引いた金額が限度となります。その他変換制度の詳細については、パンフレット 裏面、「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。
- 払済保険に変更することができます。

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、変更時の解約返戻金を一時払の保険 料に充当することで、保険料払込済の払済保険に変更することができます。変更後の 保険料をご負担いただくことなく、保障を継続いただけます。

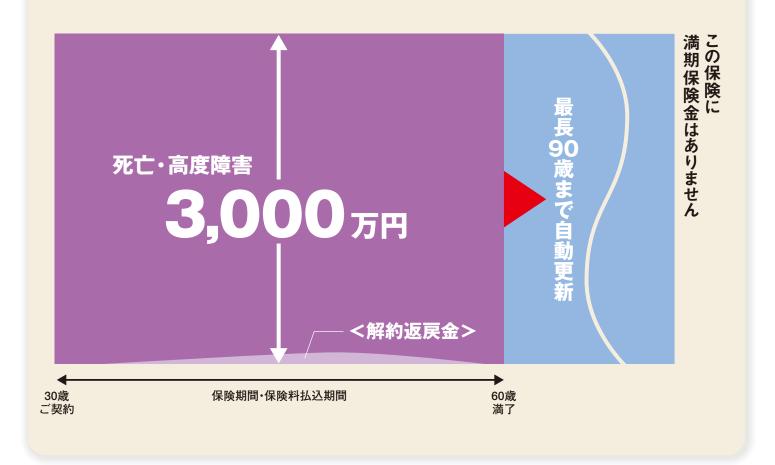
- ※一般的に保険金額は小さくなります。払済保険の保険期間は、定期保険の残存保険期間と同一 または終身からお選びいただけます。 ※各種特約は消滅します。(リビング・ニーズ特約・指定代理請求特約は継続します。)
- ※払済保険金額が当社の定める限度を下回る場合はお取り扱いできません。

高額割引制度があります。

ご契約の保険金額が3,000万円以上の場合、保険料の高額割引が適用され、保険料が割安になります。 ※減額などのご契約内容の変更により、上記条件を満たさなくなった場合は、高額割引が適用されなくなります。

ご契約例 <定期保険 [無配当] > (2019年7月2日現在)

ご契約年齢	- 30歳	男性
保険金額 —————	3,000	万円
保険期間 —————	- 30年	
保険料払込期間 ————	- 30年	
月払保険料(口座振替扱) ——	9,180	円



保険金のお支払事由について

この保険で支払われる保険金は以下のとおりです。保険金をお支払いできない場合があります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。

主契約・特約		持約	お支払事由・特約の概要	お支払いする保険金額等	
主契約(定期保険)	約	死亡保険金	死亡したとき	保険金額	
	高度障害 保険金	所定の高度障害状態になったとき	·		
ます)	リビング・コ	ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。**		
	と契 指定代理請求特約 被保険者である。 がじめ指定された。			る保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あられた指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金等を請求することができます。	

※「余命が6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求 書類等にもとづいて当社が行います。また、特定状態保険金のご請求額は、主契約の保険金額以内かつ被保険者お一人について3,000万円を限度(他の保険契約と 合算します。)とします。

ただし、主契約の保険期間満了前1年以内は、特定状態保険金のご請求はできません。(更新される場合を除きます。)

<保険料の払込免除について>

次の場合、将来の保険料のお払込みが免除となります。

・不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき

解約返戻金について

- ●解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は 多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ●定期保険は死亡保障主体の保険ですので、多くの場合、解約返戻金はごくわずかであり、まったくないこともあります。

ご検討に際してご留意いただきたい点

ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。

ご契約の自動更新について

- ●保険期間が満了し、所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
- ●更新後契約の保険期間は、更新前と同一の保険期間とします。(ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新することがあります。)
- ●更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。(通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。)
- ●更新後のご契約には、更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。
- ●ご契約が更新された場合、保険金の支払い、保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。

契約者配当について

この保険の主契約および特約については、契約者配当金はありません。

変換制度について

- ●変換前契約の保険料のお払込みが免除されているときや、「特別条件付保険特約」が付加されている場合等はお取扱いできません。
- ●変換後契約の保険料は、変換時の年齢や保険料率で計算されます。また、変換後は変換前契約に戻すことはできません。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。 必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申込みください。

主な記載事項

- ●保険の特長としくみ
- ●保険金・給付金等のお支払い
- ●解約返戻金
- 特約について

- ^{= は 記 戦 争 垻} ┃ クーリング・オフ
- ●健康状態・職業等の告知義務
- ●保険会社の責任開始期 等

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内 |に記載されている**定期保険**です。「保険種類のご案内 |は、当社の取扱者/代理店または営業店にご請求ください。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

https://www.tmn-anshin.co.jp/

<生命保険についてのご相談·お問合せ> カスタマーセンター



0120-016-234

受付時間 平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)